# 災害廃棄物対策室

# 1. 近年の自然災害における災害廃棄物対策

近年は毎年のように全国各地で数多くの自然災害が発生している。昨年 1 月には令和 6 年能登半島地震が発生し、石川県をはじめとする北陸地方に甚 大な被害をもたらした。多くの自治体から、被害が大きい市町村の片付けご み等の収集運搬及び処理等を御支援いただき、感謝申し上げる。今後も大規 模な災害が発生した際には、御協力をお願いしたい。

環境省では、災害廃棄物について、平成27年の廃棄物処理法等の改正により、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目なく災害廃棄物対策を実施・強化するための法整備を行い、自治体における災害廃棄物処理計画の策定等の平時の備えを進めるとともに、毎年発生する災害時における災害廃棄物処理支援を実施してきた。平成27年の廃棄物処理法等の改正以降、令和6年能登半島地震をはじめとした特定非常災害に該当する大規模災害(地震、集中豪雨)が複数発生したこと、南海トラフ地震等の巨大災害への備えに対する関心が高まっていること等を踏まえ、災害廃棄物対策推進検討会において、現行制度や最近の災害廃棄物対応に関する点検・検証等を実施し、今後の大規模災害等に備えた更なる対策の方向性と取組事項について、令和7年3月に「今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた災害廃棄物対策の更なる取組の方向性」をとりまとめたところである。

「今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた災害廃棄物対策の更なる取組の方向性」においてとりまとめた事項のうち制度的対応が必要な事項については中央環境審議会循環型社会部会に設置された廃棄物処理制度小委員会において審議を行い、令和7年6月に中間とりまとめを行ったところであり、①公費解体・災害廃棄物処理を横断的に調整支援する専門支援機能の規定整備、②一般廃棄物処理計画・災害支援協定に基づく災害廃棄物処理に係る特例措置等の整備、③廃棄物最終処分場での災害廃棄物の受入容量確保に係る特例制度の創設について、今後検討していくことを示した。また、他の事項も含め、引き続き災害廃棄物対策推進検討会において検討を進めているところである。

#### <参考資料>

・今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた災害廃棄物対策の更なる取組 の方向性

https://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/earthquake/committee2.html

・過去の災害における対応状況等

https://policies.env.go.jp/recycle/disaster\_waste/archive/

# (1) 令和6年能登半島地震及び令和6年9月20日からの大雨

令和6年1月1日16時10分に石川県能登地方の深さ約15kmでマグニチュード(M)7.6の地震が発生した。この地震により石川県輪島市や志賀町で最大震度7を観測したほか、能登地方の広い範囲で震度6強や6弱の揺れを観測し、被害を伴った。石川県能登町や珠洲市で4m以上の津波の浸水高や、新潟県上越市で5m以上の遡上高を観測した。この地震では、石川県、新潟県、富山県を中心に20万棟を超える甚大な家屋被害が発生した。

また、同年9月20日頃から前線が日本海から東北地方付近に停滞し、石川県では21日午前中に線状降水帯が発生した。石川県の多いところでは20日から22日までの総降水量が500ミリを超え、9月1か月間の平年の降水量の2倍を上回るなど、北陸地方や東北地方の日本海側では記録的な大雨となった。特に、石川県珠洲市・輪島市については、令和6年能登半島地震からの復旧・復興の中、大雨により重ねて被害を受けることとなった。

これらの災害により、被害の最も大きかった石川県では公費解体加速化プラン(令和7年7十月改定)において、解体見込棟数を約 4539,000 棟、災害廃棄物推計量を約 4240 万トンとしている。これに対して石川県では災害廃棄物の広域処理を行っており、海上輸送も含む県内及び北陸ブロック内での処理のほか、中部・近畿ブロックへの道路輸送での広域処理や関東ブロックへの鉄道輸送での広域処理を実施中である。これらの結果より令和6年12月末の中間目標(約12,000 棟解体)を達成し、目標を上回るペースで公費解体が進んでいる。

環境省では本災害によって生じた災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のため、1月2日から職員のべ7,832名・日(令和7年6月末時点)を被災現地に派遣し、現場の状況確認、仮置場の適切な運用や災害廃棄物処理に関する助言等を実施している。

さらに、被害の大きい石川県七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町の6市町を中心に、大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会の「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画」等の枠組みで、中部ブロック内に加え、全国の各ブロックから多数の自治体の職員が被災自治体に対する支援を実施した。加えて、災害廃棄物処理支援員制度(以下、「人材バンク」という。)の支援員91名、補佐職員78名を派遣し、災害廃棄物処理に関する助言を実施した。加えて、災害廃棄物処理支援ネットワーク(以下「D. Waste-Net」という。)を活用し、収集運搬車両85台による支援、技術専門家のべ1,173名・日による技術支援等を実施した。

今回の災害では、各地で家屋等に大規模な被害が生じ、これに伴い、損壊した家屋等の大量の解体が見込まれることから、家屋解体の事務手続を行う際の参考となるよう「公費解体・撤去マニュアル」や「自費解体(解体費用の立替えと払戻し)」等を策定・公表した。各都道府県及び各市町

村におかれては、本マニュアルや被災自治体における対応を参考として、 申請様式や公費解体業務の要綱等の事前整備など、事前の備えの充実を図 ることが望ましい。

## <参考資料>

公費解体・撤去マニュアル (第5版)

https://policies.env.go.jp/recycle/disaster\_waste/archive/r06\_shinsai/efforts/pdf/r06\_shinsai\_info\_240605\_02.pdf

自費解体(解体費用の立替えと払戻し) の手引き

https://policies.env.go.jp/recycle/disaster\_waste/archive/r06\_shinsai/efforts/pdf/r06\_shinsai\_info\_240826\_02.pdf

# (2) 令和6年7月25日からの大雨

令和6年7月23日頃から北日本に停滞した梅雨前線の影響で、東北地方の日本海側を中心に北日本から西日本では大雨となり、山形県では25日の昼過ぎと夜に線状降水帯が発生して大雨特別警報を2度発表。また、東北地方を中心に、24日から26日にかけての3日間の降水量が400ミリを超えた地点や平年の7月の月降水量を超えた地点があり、記録的な大雨となった。

環境省はこれらの災害によって生じた災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のため、同年7月31日から職員のべ28名・日を現地(2県17市町村)に派遣し、現場の状況確認及び仮置場の開設・適切な運用に向けた技術的助言等を実施した。

さらに、山形県鮭川村については、人材バンク支援員のべ36名・日を派遣し、公費解体に係わる解体工事体制構築、補助金申請への助言等の災害廃棄物処理に関する支援を実施した。

環境省では、近年の災害の経験を踏まえ、今後の災害に備えた防衛省・環境省・自治体・ボランティア・NPO等の関係者の役割分担や、平時の取組、発災時の対応等を整理した連携マニュアルを令和2年8月に策定し、当該マニュアルを関係者に周知して、災害廃棄物の発生に円滑かつ迅速に対応し得るように体制を整備するとともに、ブロック行動計画等に基づく支援のグッドプラクティスを全国的に展開・推進するための取組を行っている。

#### <参考資料>

災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル

https://policies.env.go.jp/recycle/disaster\_waste/action/cooperation/pdf/cooperation\_01.pdf

# 2. 廃棄物処理法及び災害対策基本法の改正等

東日本大震災や近年の災害における経験を踏まえ、大量に発生する災害廃棄物について円滑かつ迅速な処理を実現し、災害廃棄物処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防止するため、平成27年に法制度の充実を行った(平成27年8月6日施行)。

廃棄物処理法の改正により、災害廃棄物処理に係る基本理念の明確化、非常災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る手続の簡素化等の規定を追加するとともに、同法施行令及び施行規則を改正し、非常災害時における一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託基準の緩和等の規定を追加した。また、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の改正により、大規模災害時における環境大臣による災害廃棄物の処理に関する指針の策定及び廃棄物処理の代行等の措置規定を追加した。詳細は以下参照。

また、令和6年12月には、中央環境審議会循環型社会部会に「廃棄物処理制度小委員会」を設置し、災害廃棄物関連制度も含めた廃棄物処理法等の法制度について審議することとしており、令和7年6月に中間取りまとめを行ったところである。

# (1) 廃棄物処理法の改正

廃棄物処理法の改正として、平時の備えを強化するための関連規定と、 非常災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置を整備 した。

# ① 平時の備えの強化

平時の備えの強化としては、具体的には以下の規定を整備しており、地方自治体におかれては、災害が発生した場合における円滑かつ迅速な処理の確保のため、これらの規定を活用いただきたい。

- (ア) 災害により生じた廃棄物の処理に係る基本理念の明確化 災害により生じた廃棄物の処理に当たっても、平時と同様、生活環境 の保全及び公衆衛生の支障を防止し、適正な処理を確保すること、また、 分別、再生利用等により減量化が図られるよう配慮すること。
- (イ) 国、地方自治体及び事業者等関係者間の連携・協力の責務の明確化 災害廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるためには、被災自 治体、地元の事業者、専門家や国が緊密に連携した上で対処することが 求められる。このため、災害時における廃棄物処理に関わる関係者の適 切な役割分担及び連携・協力に係る責務を規定した。
- (ウ) 国が定める基本方針及び都道府県が定める基本計画の規定事項の拡充

廃棄物処理法第5条の2に基づき環境大臣が定めることとなっている「廃棄物の減量その他その適切な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に記載すべき事項として、新たに災害時における関連施策の推進と施設整備に係る事項を追加した。また、同法第5条の5に基づき都道府県が定めることとなっている「廃棄物の減量その他その適切な処理に関する計画」についても、新たに災害時における事項を追加した。

# ② 非常災害時の廃棄物処理の特例

非常災害時における廃棄物処理に関する特例措置として、政省令改正も 含め、具体的に以下の規定を整備している。

(ア) 非常災害時に市町村が一般廃棄物処理施設を設置する場合の特例 市町村が、災害が発生した場合に設置することを予定している一般廃 棄物処理施設について、あらかじめ都道府県知事に協議し同意を得てお けば、非常災害が発生した際に、通常は必要な届出後の都道府県知事に よる基準適合の審査を経ずに施設を設置することができること。

#### (イ) 非常災害時における一般廃棄物処理施設の設置の特例

市町村以外の者が設置する一般廃棄物処理施設については、通常は都道府県知事からの許可が必要であるところ、非常災害時において、市町村から災害廃棄物の処分の委託を受けた者が受託した廃棄物の処分のために設置する一般廃棄物処理施設については、市町村が一般廃棄物処理施設を設置する場合と同様に、都道府県知事への届出のみでよいこと。

なお、本特例措置の適用には、施設の立地する市区町村における条例 が必要であるため、条例の制定をお願いしたい。なお、すでに条例を制 定している先行事例は以下の参考資料の通り。

#### <参考資料>

廃棄物処理法第9条の3の3に係る災害廃棄物処理の特例措置における自 治体の条例制定事例

https://policies.env.go.jp/recycle/disaster\_waste/guidance/ordinan ce\_example/

(ウ) 非常災害時における産業廃棄物処理施設の活用に関する特例(省令改正)

産業廃棄物処理施設において、その産業廃棄物処理施設で処理する産業 廃棄物と同様の性状の一般廃棄物を処理しようとするとき、平時はあらか じめ届け出ることが必要だが、非常災害時において、災害対応のために必 要な応急措置として実施する場合は、その処理を開始した後、遅滞なく届 け出れば足りること。また、この場合、産業廃棄物処理施設の設置許可に 係る産業廃棄物と同一の種類のものに限らず(廃棄物処理法施行規則第1 2条の7の16第1項の規定にかかわらず)、当該施設において処理する 産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物を処理することができること。

(エ) 非常災害時における一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準等の特例(施行令改正)

一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準において、一律に再委託が禁止されているところ、被災した市町村の事務負担を軽減することによって災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を推進するため、非常災害時において、市町村が非常災害により発生した廃棄物の処理を委託するときに、市町村及び市町村から委託を受けた者が、環境省令で定める基準(※)を満たす場合には、一般廃棄物の処理の再委託ができること。

#### (※) 再委託基準

- ① 日常生活に伴って生じたごみ、し尿その他の一般廃棄物の収集、運搬、 処分又再生を委託しないこと。
- ② 再受託者(受託者が市町村からの受託業務を委託する者)が次のいずれ にも該当すること。
  - ・委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること
  - ・欠格要件に該当しないこと
  - ・再受託者が受託業務を更に他者に委託(再々委託)しないこと
  - ・一次委託契約書に再受託者となることが記載されていること
- ③ 再受託者に委託する業務に係る委託料が当該業務を遂行するに足りる額であること。
- ④ 一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託する際は、その収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。
- ⑤ 当該委託に係る一般廃棄物の適正な処理が確保されるよう、再受託者に 対する必要かつ適切な監督を行うこと

# (2) 災害対策基本法の改正

平成27年の災害対策基本法の改正においては、大規模な災害から生じる 廃棄物の処理に関する環境大臣による指針の策定を法定化するとともに、 大規模な災害時の環境大臣による処理の代行措置を整備した。

この改正においては、大規模な災害が生じ、当該災害による生活環境の 悪化を防止することが特に必要であるとして、その災害が政令で指定され た場合、環境大臣が当該災害により発生した廃棄物の処理の指針を定める こととした。

また、特別措置法で規定していた環境大臣による廃棄物処理の代行について、大規模な災害が起こった場合の廃棄物処理の特例措置として追加することとした。具体的には、市区町村機能が著しく損なわれるような規模の災害が発生した場合、既に規定している廃棄物処理の特例や近隣自治体への事務委任によってもなお、廃棄物の処理が滞ることも想定されるため、

被災市区町村からの要請に基づき、一定の要件に該当する場合に環境大臣が廃棄物処理の代行をすることとした。

# 3. 自治体における災害廃棄物対策及び各種支援

# (1) 自治体による災害廃棄物処理に関する計画の策定・改定

東日本大震災以降も毎年全国各地で大規模な災害が起きている。これらの 災害では、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、その被災状況 に鑑み、環境省職員や D. Waste-Net の専門員からなる現地支援チームを被災 地に派遣し、仮置場を巡回して分別方法について助言するなどきめ細かい対 応を行ってきた。さらに災害廃棄物対策推進検討会等において、災害廃棄物 処理実績を検証し、具体的な災害廃棄物処理計画(発災時において各自治体 が対応体制の構築、仮置場の確保、分別の徹底、民間事業者を含めた処理先 の確保、他部局及び近隣自治体との連携等の必要事項をとりまとめたもの) の策定・充実及び、適宜の計画改定による実効性向上等の事前の備えの重要 性が示された。

自治体の災害廃棄物処理計画の策定率は徐々に上昇してきている(都道府県:100%、市町村:86%(令和6年3月末時点))。計画が未策定の自治体においては早急に対応いただきたい。また、既に策定済みの自治体においても、より実効性の高い処理計画に見直していくとともに、自治体内で発災時に速やかに対応できるよう訓練や研修等を一層実施いただきたい。

# (2) 災害廃棄物処理計画策定支援事業の実施

令和4年5月に改正された「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(以下「特措法」という。)」における附帯決議で「実効ある災害廃棄物処理計画の作成」が求められている。さらに、総理や財務大臣もメンバーとなっている中央防災会議において「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」が令和4年9月末に取りまとめられ、その中で、国は、特に処理計画未策定の中小規模の地方公共団体を対象に支援事業を実施し処理計画策定の促進を図ること、災害廃棄物処理計画の策定率を令和7年度までに70%(推進地域の市町村)に近づけることを目指すこととされた。

そのため、令和5年度、令和6年度には、特措法に基づき指定された「対策推進地域」内の地方自治体のうち、財政力指数が低いなど、国の支援がなければ「災害廃棄物処理計画」の策定が進まない「町村」を対象に、「災害廃棄物処理計画」の策定支援補助を実施してきた。

(防災対策地域の災害廃棄物処理計画策定率:78%(令和6年3月末時点)) 令和7年度は、災害廃棄物処理計画策定・改定における地方公共団体のマンパワー不足、専門知識の不足への対応に加え、都道府県と市町村の災害廃棄物処理計画の連動性を高めることで発災時の対応力向上を図る観点から、地方環境事務所を中心として、全国8ブロックそれぞれ都道府県を選定し、 都道府県を中心とした市町村の災害廃棄物処理計画の策定率向上及び実効性確保のモデル事業を実施予定である。

# (3) 災害時における一般廃棄物処理事業の継続性の確保

発災時においては、災害廃棄物処理のみならず、通常の一般廃棄物の処理 が継続的かつ確実に実施されることが、公衆衛生の確保及び生活環境の保全 の観点から極めて重要となる。

このため、各市区町村におかれては、平時の備えとして、災害時において 市区町村(市区町村自らのほか、市区町村の委託を受けた者(委託業者)や 市区町村の許可を受けた一般廃棄物処理業者(許可業者)を含む)が一般廃 棄物処理(収集・運搬及び処分・再生)事業を継続するための実施体制、指 揮命令系統、情報収集・連絡・協力要請等の方法・手段等の事業継続計画を 検討し、一般廃棄物処理計画や災害廃棄物処理計画等に反映するとともに、 組織としての事業継続能力が維持・改善されるよう、継続的な取組をお願い したい。

平成28年9月に改定した「ごみ処理基本計画策定指針」においても、災害時における一般廃棄物処理事業の継続性確保に関する取組の必要性を明記したところであり、改めて御確認いただきたい。

また、環境省では、令和2年2月に市区町村が災害時初動対応を迅速かつ確実に行うための検討事項及びチェックリスト等をとりまとめたガイダンス文書として「一般廃棄物処理に関する災害時初動対応の手引き」を策定し、さらに近年の災害の経験を踏まえて令和3年3月に改定し、また、本手引きの普及のための動画の作成も行った。本手引きを御活用いただき、災害に対する備えを進めていただきたい。

令和5年6月には、「一般廃棄物処理の安定的な継続のための体制強化について(通知)」(令和5年6月30日付け環循適発第2306302号、環境省環境再生・資源循環局長通知)を発出し、今後も災害発生時における廃棄物の適正処理を確保するため、一般廃棄物処理業者をはじめとする関係主体との連携をいっそう緊密にし、平時から、委託業者や許可業者とも協力の上で支援可能な資機材や災害時の連絡体制等を把握し、事業継続計画や災害廃棄物処理計画に反映させるとともに、関係者間での連絡体制の確立や訓練の実施等により、その実効性の向上に努めていただくよう、廃棄物処理事業の安定的な継続のために、平素からの備えが重要であることを改めて周知した。

過去の災害廃棄物処理事例では、自区域内での処理が困難と判断される場合は、他自治体への広域処理要請が行われたことに加え、一般廃棄物処理事業者団体、産業廃棄物処理事業者団体、建設事業者団体等の民間事業者団体による災害廃棄物処理支援が効果的であった。災害支援協定を有効に活用するためには、関係者との事前検討の深化や平時からの連携強化が重要であることから、自治体は平時から他自治体や民間事業者等と連携の上、具体的な

調整の結果を反映した災害支援協定の締結及び内容拡充について検討いただ きたい。

#### <参考資料>

市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画策定の手引き

http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeizoku/pdf/jyuen\_guidel
ines.pdf

大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き

https://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeizoku/pdf/R5tebiki.pdf 市区町村のための業務継続計画作成ガイド

http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeizoku/pdf/H27bcpguide.pdf 災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き

https://policies.env.go.jp/recycle/disaster\_waste/guidance/initial\_
response\_guide/

災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応(動画)

https://policies.env.go.jp/recycle/disaster\_waste/document\_video/

# (4) 災害等廃棄物処理及び処理施設災害復旧に係る事務処理

近年、大量の災害廃棄物が発生する台風等の大規模災害が多発している。 環境省では、こうした災害のために市町村等が実施する災害等廃棄物の処理 や被災した廃棄物処理施設の復旧に要する費用に対し1/2の国庫補助を行っている。また、災害等廃棄物処理について令和5年度は約128市町村等に おいて約96億円(国庫補助金ベース)、令和6年度は約87市町村等において約820億円(同)の予算が措置された。

こうした災害廃棄物等に係る財政支援の活用にあたっては、各市町村等より被災の報告をいただき、環境省及び管轄の財務局の立会のもと、災害査定を行うこととなるが、災害査定にあたっては、当該事業の必要性はもとより、根拠資料等が十分整っているかについても審査を行うこととなる。

補助金申請に必要となる報告書等の作成にあたっては、市町村等の実務担当者から「どのように事務手続きを行うのか」「〇〇は補助対象となるのか」等の質問が寄せられることが多々ある。そのため、こうした実務担当者の声を形にするべく、随時、自治体担当者向けの「災害関係業務事務処理マニュアル」を改訂し、各都道府県を通じ市町村等に周知している。

今後とも災害廃棄物処理等に関しては被災市町村等や都道府県と連絡を密にし、被災直後の自治体の負担軽減を図るとともに、自治体が災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うことができるよう環境省としてもできる限りの支援を行っていく考えである。各都道府県におかれては、管内市町村等における、災害等廃棄物の処理や廃棄物処理施設の復旧に当たり、災害関係

業務事務処理マニュアルも参考にしつつ、前広に管轄の地方環境事務所に相談頂きたい。

#### <参考資料>

災害関係業務事務処理マニュアル

https://www.env.go.jp/content/000087678.pdf

# (5) 災害廃棄物対策における情報の集約、発信サイト

過去の災害において得られた災害廃棄物処理に係る知見や技術は、今後の対策を検討する上で有用な情報源となるため、「災害廃棄物処理情報サイト」において集約し発信している。具体的には各災害において発出した通知や災害廃棄物処理対策に関する情報を発信しており、令和6年度においても令和6年能登半島地震や令和6年9月20日からの大雨等について、情報を掲載している。

また、当該サイトには自治体担当者向け情報一覧のページを設けるなど、 わかりやすい情報発信を進めている。今後も、関連情報の集約・発信をさ らに図っていく。

## <参考資料>

災害廃棄物処理情報サイト

https://policies.env.go.jp/recycle/disaster\_waste/

自治体担当者向け情報

https://policies.env.go.jp/recycle/disaster\_waste/strengthening\_m
easures/

災害廃棄物情報プラットフォーム(国立環境研究所)

https://dwasteinfo.nies.go.jp/

# (6) 循環交付金等を活用した廃棄物処理システムの強靱化

平成27年度より、これまでの循環型社会形成の推進という観点から循環型 社会形成推進交付金により行ってきた一般廃棄物処理施設への支援に加えて、 災害時の廃棄物処理システムの強靭化及び地球温暖化対策の強化という2つ の柱を前面に打ち出して支援を充実した。

これは、廃棄物処理施設を、地域の防災拠点として、災害時には自立稼働して地域の災害廃棄物を受け入れ、災害廃棄物の処理に伴い発生するエネルギーを高効率に回収し、公共施設や避難所等に電気・熱を供給できるインフラとし、廃棄物処理システムの強靱性を確保することを念頭に置いたものである。

各都道府県におかれては、同交付金等の活用などを通じて、廃棄物処理施

設の強靱化、災害拠点化が図られるよう、管内市区町村への周知、働きかけ をお願いしたい。

# (7) 地域ブロック協議会における取組

地域の災害廃棄物対策を強化するために、地方環境事務所が中心となり全国8か所に地域ブロック協議会を設置し、都道府県や主要な市区町村、地域の民間事業者や有識者等の参加の下、都道府県の枠を超えた地域ブロック内の実効性のある災害廃棄物処理の枠組みの構築を進めている。また、セミナーやワークショップ等を開催し、自治体の災害廃棄物処理計画策定の支援や人材育成、災害廃棄物対策に関する最新の情報提供・共有を継続している。

さらに、大規模災害も想定した平時からの備えとして、災害廃棄物発生量の想定や地域ブロックにおける廃棄物処理に係る計画や対策等の検討を行っており、平成27年11月に策定した「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」を活用し、全ての地域ブロックにおいて、災害廃棄物対策行動計画を策定した。令和6年能登半島地震においては、中部地方のブロック協議会で策定した行動計画により、支援自治体による被災自治体の人的支援や広域処理等が行われた。今後も必要に応じて行動計画の見直しを実施していく予定である。

各都道府県及び各市区町村におかれては、地方環境事務所が中心となって設置した協議会等において、行動計画の運用や必要な訓練等が実施されるよう引き続き御協力をお願いしたい。

#### <参考資料>

大規模災害時廃棄物対策北海道ブロック協議会

http://hokkaido.env.go.jp/recycle/post\_27.html

災害廃棄物対策東北ブロック協議会

https://tohoku.env.go.jp/to\_2020/post\_154.html

大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会

http://kanto.env.go.jp/post.html

大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会

http://chubu.env.go.jp/recycle/mat/r 8.html

大規模災害時廃棄物対策近畿ブロック協議会

http://kinki.env.go.jp/recycle/web\_2.html

災害廃棄物対策中国ブロック協議会

http://chushikoku.env.go.jp/recycle/mat/m\_7\_1.html

災害廃棄物対策四国ブロック協議会

https://chushikoku.env.go.jp/shikoku/recycle/post\_6.html

大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会

# (8) 災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-Net)

国が集約する知見・技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上につなげるため、その中心となる関係者による人的な支援ネットワーク(有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等から構成)を平成27年9月に発足し、平成29年1月に一般廃棄物処理業界団体や(公社)日本ペストコントロール協会等、平成30年12月に(公社)におい・かおり協会と(公財)自動車リサイクル促進センターを追加し、体制を強化している。

D. Waste-Net は、環境省から協力要請を受けて、災害の種類・規模等に応じて、災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるよう、平時、発災時の各局面において支援活動を行うこととしている。具体的には、発災時には、初動対応における災害廃棄物処理体制の構築や処理困難物等に関する技術的助言、復旧・復興対応における災害廃棄物量の推計や災害廃棄物処理実行計画の策定支援等を行い、また、平時には自治体による災害廃棄物処理計画等の策定や人材育成、防災訓練等への支援を行うこととしている。

平成27年9月関東・東北豪雨災害では、正式発足の直前から支援活動を実施し、平成28年熊本地震から、直近では令和6年能登半島地震及び令和6年9月20日からの大雨など、これまでに20程度の災害で支援活動を展開している。

また、D. Waste-Net の平時の取組として、平成 28 年度に(国研)国立環境研究所に「災害廃棄物に関する研修ガイドブック」を策定いただいた。本ガイドブックは、災害廃棄物分野における人材育成の基本的な考え方を取りまとめた「総論編」と、ワークショップ型研修を災害廃棄物分野で実践する上での留意点や設計の考え方等を示した「ワークショップ型研修編」が策定されている。各都道府県及び各市区町村におかれては、災害廃棄物分野の人材育成の戦略や事業を主体的かつ効果的に考えるための手引きとして、御活用いただきたい。

#### <参考資料>

D. Waste-Net サイト

https://policies.env.go.jp/recycle/disaster\_waste/action/d\_waste\_net/

災害廃棄物に関する研修ガイドブックサイト (国立環境研究所) https://dwasteinfo2.nies.go.jp/page/page000009.html

# (9) 災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)

これまでの災害廃棄物対応においては、災害廃棄物処理を経験した地方自治体職員が、被災地のニーズを踏まえた現場目線で支援を行い、被災地の復旧・復興に大きく貢献してきた一方で、派遣できる人材が具体的に整理されたものが少ない状況であった。

このような背景から、災害廃棄物処理を経験した地方自治体職員を「災害廃棄物処理支援員」として登録し、平時においては自らがスキルアップを図りながら、発災時に被災地を支援することを目的とした「災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)」を策定した。

令和6年能登半島地震等においては、石川県や富山県、新潟県の被災自治体等に入り現地支援を実施した。平時においても、「災害廃棄物処理支援員」を対象としたオンライン研修などを実施している。今後も災害発生時の体制強化のため、人材バンクの発展に取り組んでいく。令和7年4月30日時点において、都道府県から83名、市区町村から名、合計290名の方に災害廃棄物処理支援員として登録していただい。また、派遣する支援員の活動に対して、情報収集など支援員の補佐を行う「補佐職員」を現地派遣することで、災害対応を経験できることから派遣元自治体の災害対応力向上に繋がることが期待できる。災害廃棄物処理支援員の登録に加え、補佐職員の派遣についても検討いただき、自治体職員の災害廃棄物対応力向上にご協力いただきたい。

# 4. 大規模災害発生時における災害廃棄物対策に関する検討について

# (1) 国土強靱化に係る動向

国土強靱化に関する施策の策定、推進に当たっては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が成立、平成26年6月には「国土強靱化基本計画」が閣議決定され、平成30年12月、令和5年7月に同計画の見直しが行われた。見直し後の同計画において、廃棄物処理については「大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態」を回避するため、都道府県、市区町村による災害廃棄物処理計画の策定や見直し、災害時においても自立稼働が可能なごみ焼却施設の導入も含む、災害に強い廃棄物処理施設の整備、広域的な処理体制の確保、災害廃棄物発生量の推計に合わせた仮置場の確保等と、これらの実効性の向上に向けた教育訓練による人材育成により、廃棄物処理システムの強靱化を推進していく方針が示されている。

# (2) 災害廃棄物対策に係る数値目標

令和6年8月に閣議決定された第五次循環型社会形成推進基本計画において、循環型社会形成のための指標・数値目標が設定されており、災害廃棄物対策に関する指標・数値目標は下表のとおり。

指標	数値目標	目標年次
災害廃棄物処理計画策定率	都道府県 100% 市町村 100%	
災害廃棄物に係る教育・訓練の実施率	都道府県 100% 市町村 60%	2030 年度
災害廃棄物処理計画における水害の想定 率	市町村 60%	

# (3)環境省における検討(災害廃棄物対策推進検討会)

大規模災害は、その被災地域が都道府県内外にまたがる、また隣接する 都道府県間のみでは必要な対応が行えない等により、通常災害とは次元の 異なる対応が必要となる。このため、国、都道府県、市区町村、民間事業 者等の各主体が平時から備えておくべき大規模災害特有の事項について、 関係者が一丸となって対策を行っていくことが重要である。 平成 25 年度から平成 27 年度まで「大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会」、平成 28 年度から「災害廃棄物対策推進検討会」として開催し、東日本大震災又はそれ以上の規模の自然災害に備え、災害廃棄物対策に関する各種知見や課題の整理を行うとともに、災害廃棄物処理計画の実効性を向上させるための各種マニュアル等の整備、発災時に地方公共団体を支援するための人的・技術的支援制度の創設・拡充並びに大規模災害に備えた災害廃棄対策の具体化等を継続して進めてきた。

令和6年度は、災害支援及び受援の観点から様々な団体にヒアリングを行い、平成27年の廃棄物処理法等の改正等により措置された制度などの施行状況等に関する点検や、令和6年能登半島地震をはじめとする改正法施行後の災害廃棄物対応の検証等を行い、令和7年3月に「今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた災害廃棄物対策の更なる取組の方向性」をとりまとめた。本とりまとめにおいて示された今後の災害廃棄物対策における各種取組事項については、引き続き本検討会において具体化のための検討を進めていく。

#### <参考資料>

大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会

http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/earthquake/committee.html 災害廃棄物対推進策検討会

http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/earthquake/committee2.html 災害廃棄物対策指針

https://policies.env.go.jp/recycle/disaster\_waste/guidance/guideline/

各種指針・ガイドライン等

https://policies.env.go.jp/recycle/disaster\_waste/guidance/

# (4) 南海トラフ地震への対策に関する検討

中央防災会議では、東日本大震災の教訓を踏まえ、南海トラフ沿いで想定すべき最大クラスの地震・津波に対する被害想定を平成24年8月、平成25年3月に公表し、その被害に基づく減災目標を南海トラフ地震防災対策推進基本計画に定めた。同基本計画では、「今後10年間で、想定される死者数を概ね8割減少、建築物の全壊棟数を概ね5割減少」という減災目標を掲げた。令和6年度は減災目標期間の10年を迎えることからフォローアップとして、中央防災会議において、この10年間の防災対策の進捗状況を確認するとともに、近年の社会状況の変化、自然災害等における課題等を踏まえた対応を考慮した被害想定・被害様相の見直し、個人や社会の目指す姿を示した新たな防災対策について検討を行い「南海トラフ巨大地震対策について(報告書)」を令和7年3月に取りまとめている。

南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがある 地域の自治体におかれては、引き続き災害廃棄物処理計画の策定・見直し など、大規模災害を見据えた災害廃棄物対策を進めていただきたい。

#### <参考資料>

内閣府防災 HP 南海トラフ地震防災対策

https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/index.html

# (5) 総務省行政評価局における行政評価勧告

令和4年2月に総務大臣から環境大臣に対して、「災害廃棄物対策に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告がなされた。勧告では、災害廃棄物対策には「事前の備え」が重要であるとした上で、その向上のために、水害も想定した災害廃棄物発生量の推計や、仮置場候補地の選定に向けた地方自治体への効果的な支援などが環境省に対して求められた。

環境省としては勧告を踏まえて、仮置場候補地の選定における課題の把握・検証や、ブロック協議会やセミナーなどを通じた地方公共団体に対する支援を引き続き進めていく予定であり、令和5年6月に勧告に対する改善措置状況(1回目のフォローアップ)を回答した。

災害廃棄物処理計画が未策定の自治体におかれては、計画策定による災害廃棄物処理対策の強化を、また、策定済みの自治体におかれても、地震・水害など様々な災害を想定し、計画の実効性を高めるなど、引き続き対策の強化をお願いしたい。

#### <参考資料>

総務省報道発表 HP 災害廃棄物対策に関する行政評価・監視 < 結果に基づく 勧告 >

https://www.soumu.go.jp/menu\_news/s-news/hyouka\_040225000155147.html